

第1回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長) ここで、審議の前に、4月の異動で教育委員会に新たに着任した部課長を管理部長より紹介させていただきます。

〈管理部長より紹介〉

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第1号議案「芦屋市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」ですが、これは次の専決報告第2号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思います。御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、専決報告第1号と専決報告第2号を一括して審議します。

教 育 長) 続いて日程第2、専決報告第1号と専決報告第2号を議案とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 芦屋市では部長、課長・主幹、係長・主査という役職順になっていますが、課長と主幹、また係長と主査についてわかりづらいので、このことについて説明をお願いします。

教 職 員 課 長) 役職として同じ階級としては、まず、部長については、同じ部長級で参事がいます。同じく課長級で主幹、係長級が主査と位置付けています。業務的に大きな違いはありません。行革等で、これまで部や課の見直しや、組織のスリム化を行っている中で課の数や係の数を必要に応じて増減しています。その中で、課としては設置するほどでもないけれども、課長級が必要な場合に主幹を配置するなどしております。今議題で挙がっているのは、これとは別で、非常勤嘱託職員を任命する場合は、係長ではなく主査を用いることとしております。業務としてはこれまで配置されていた係長と変わりません。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

小 石 委 員) 図書館では2つの係が1つにまとまったのですか。

教 職 員 課 長) これまでの3つの係が2つに統合されました。

小 石 委 員) これによって人員配置が変わることがありますか。

教 職 員 課 長) 今回につきましては、図書館の中で管理係、利用サービス係の担当職員の異動、配置換を行っております。

小石委員) 配置される人数には変わりはないのですか。

教職員課長) 今回、正規職員は1名減員ですが、退職された教頭先生を非常勤嘱託職員として配置しておりますので人数は昨年度と変わっていません。

越野委員) 今回、給食担当係長を嘱託職員として配置したため主査となっていますが、その方が退職又は異動されると、この項目はまたなくなるのですか。

教職員課長) 現在の給食担当が異動になって、新たに正規職員等が給食係長になりましたら、この主査は削除することになります。

浅井委員) 文化の「振興」から「推進」という文言を整理したということですが、推進は文化のみならず関連する分野にも広げていくというイメージで受けとめてよろしいですか。

生涯学習課長) 今回の改正は国の文化芸術振興基本法の改正によるもので、その趣旨は文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野における施策までを法律の範囲で規定し、施策を進めていくということです。現在の文化芸術の継承、発展及び創造に活用するものですので、文化芸術の分野だけではなく、まちづくりなどに生かすことを含めた推進という意味です。

浅井委員) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第1号・第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第3号「芦屋市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育部主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 推薦を依頼したのは弁護士と精神科医ですか。

学校教育部主幹) 社会福祉士、臨床心理士、そして学識経験者です。

教 育 長) 学識経験者を推薦していただいたのですか。

学校教育部主幹) はい。

教 育 長) その上で現委員と変更がなかったということですね。

学校教育部主幹) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

木 村 委 員) その学識経験者はどこの団体に推薦を依頼していますか。

学校教育課主幹) 日本生徒指導学会です。

小 石 委 員) お住まいはこの近隣ですか。

学校教育部主幹) 現在、東京理科大学に勤務されていますが、審議会開催時にはご出席いただけることになっています。

越 野 委 員) この審議会は、教育委員会の諮問に応じて調査・審議しますが、教育委員会の諮問がない場合も、定期的を開催するのでしょうか。

学校教育部主幹) はい、年に2回開催することにしております。

教 育 長) 具体的にはどんなことを審議していますか。

学校教育部主幹) 昨年1回目はいじめ防止基本方針の見直しについて、2回目は各学校から上がってきた問題行動についての集計と分析です。

木村委員) 重大事態が発生したときの事実関係の調査については、昨年度は特になかったですか。

学校教育部主幹) 昨年度はありませんでした。

木村委員) 万一、重大事態が発生した場合、頻繁に審議会を開催する必要がありますが、遠方の委員では対応できないのではないのでしょうか。

学校教育部主幹) そのあたりは、やはり危惧する部分ではありますが、公平な立場で推薦を挙げていただくことが前提ですので、そういう意味では、出席できるから、推薦していただいていると解しております。

教育長) 重大事態が発生したときは、遠方に関わらず、出席していただく必要があります。支障がでてはいけません。木村委員が心配されるのは当然ですので、そうしたことになるば、しかるべき対応をしなければならないと思います。担当としても念頭に置いておいてください。

学校教育部主幹) はい。

教育長) 本市では起こっていませんが、他市では重大な事案が発生しています。本市では偶然起こらなかったくらいの心持ちで、実際に起こったときには、すぐに行動がとれるよう万全を期してください。

学校教育部主幹) はい。

教育長) 選ばれた委員の皆さんは一生懸命取り組んでいただければいいです。

越野委員) 問題対策審議会と問題調査委員会はどのような関係にあるのですか。重大事態が起こった場合のみ、問題調査委員会は開

催されるのでしょうか。

学校教育部主幹) 重大事案が起こったときは、まず芦屋市いじめ問題対策審議会が開催され、その報告を受けることとなりますが、それでは不十分であるとなった場合には問題調査委員会を立ち上げることとなります。

越 野 委 員) 重大事案の場合も審議会で納得が得られれば、終結するということですか。

学校教育部主幹) 再調査を行う場合には、もちろん立ち上げることとなります。

教 育 長) 問題対策審議会から報告を受けて、市長がさらに必要であると判断した場合は芦屋市いじめ問題調査委員会を立ち上げて、審議します。

学校教育部長) 委員会が行った調査に不満があるなどの理由で再調査を求められた場合、市で新たに調査委員会を設けて、市長の諮問に応じ調査審議する流れになります。

管 理 部 長) そのようなケースはまれにおこり得ますね。

教 育 長) 現に他市ではあります。

浅 井 委 員) この条例は平成27年1月1日から施行されたということですが、審議会委員の最初の任期は1年間で、そのあとの任期は2年だったので、在任期間が3年ということでしょうか。

学校教育部長) 最初の年は、基本方針ができた後に招集されました平成26年度の2月18日から3月末日までの2か月と27年度の1年間を任期といたします。その後は平成28年度から2年間の任期とし、この3月でおわりました。今回平成30年度からの2年間の任期で委嘱をしようとするものです。

浅井委員) 今のご説明は審議会委員の委嘱ですけれども、連絡協議会の委嘱はいつ行われることになりますか。審議会と同じ時期ですか。調査委員会は、必要に応じて立ち上げる委員会ですね。

学校教育部長) 協議会については同じ時期に市長が委嘱又は任命されるものと思います。調査委員会については委員のおっしゃったとおり必要に応じてということになります。

浅井委員) わかりました。

管理部長) 第14条の準用規定に審議会の任期等については5条、6条を準用すると記載されています。

木村委員) それなら2年ですね。

学校教育部長) 表の前回在任期間の3年は、2年の任用期間だけではなく、当初からの期間を合算した通算3年です。

木村委員) 通算で、これまで3年間委員をされたということですね。

学校教育部長) 在任期間が3年ということです。

教育長) そうであれば、表には在任期間は正式に3年何か月と正確に書いておくべきだと思います。

在任期間を3年と2か月と書いて、今回の委嘱状はさらに2年の任期で出すということですね。

管理部長) 今回の委嘱についての報告資料に任期が明確に書いてあります。

教育長) 結果的には表に在任期間を正確に3年何か月と記載すれば、誤解は生じないと思いますので、よろしくお願いします。

木村委員) 文言を既に在任する期間、既在任期間と記載していれば、わかりやすいですね。

管理部長) 今後はもう少しわかりやすい表現に改めた方がいいですね。

学校教育部長) はい、わかりました。

学校教育部主幹) ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第4号「芦屋市青少年問題協議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この任命は平成31年8月31日までですね。

青少年愛護センター長) そうです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第5号「芦屋市青少年愛護センター運営連絡会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員の在任期間の制限はないのですか。

青少年愛護センター長)

該当する役職に就いた職員以外はありません。長きにわたり在任されている委員もおられます。

浅 井 委 員)

一番長い方は何年ですか。

青少年愛護センター長)

牧野委員は13年11月ですので、非常に長い間委員になってくださっています。愛護協会にも深く携わっていただいている方です。

木 村 委 員)

連絡会はどれぐらいの頻度でやっているのですか。

青少年愛護センター長)

年に2回開催しております。

教 育 長)

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長)

次に、報告第1号「芦屋市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長)

平成31年3月31日で、にじいろ学級は閉じますか。

青少年育成課長)

はい、朝日ヶ丘幼稚園が工事に入りますので、今年度1年

間限りです。

教 育 長) これによる規則改正を行う必要はないですか。

青少年育成課長) はい ございません。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

浅 井 委 員) にじいろ学級は現在何名ぐらい通っておられるでしょうか。

青少年育成課長) 大体10人ぐらいかと。

浅 井 委 員) 申し込みされている方ですか。

社会教育部長) 申し込み時点では11人でしたが、普通学級に空きができたことでそちらに行かれた方や、転出された方もおられましたので、4月1日時点では8人でした。

今現在の状況は、2年生が多く、春休みの間は6人がほぼ毎日来られていたという状況でした。

越 野 委 員) 内訳的には山手小学校と岩園小学校のそれぞれ何人ぐらいでしょうか。

社会教育部長) 山手小学校は2年生が1人でした。そのほかのお子さんはすべて岩園小学校です。

教 育 長) 待機児童になっていたお子さんは現在どこに行っているのですか。

青少年育成課長) 今はキッズスクエアに通っていると聞いております。

教 育 長) 1月から岩園小学校で開始されたことによりすべての小学校でキッズスクエアができました。これで、今までのように全く行き場がないというようなことはないと思います。

にじいろ学級は定員を40名としているので、8人は少ないと思います。保護者が迎えにいたりされているのを見て、今利用されていない保護者も検討されると思います。アピールす

るところは積極的にアピールして利用人数が増えるように努力してください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

以上、「芦屋市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」報告を受けたものとします。

教 育 長) 閉会宣言